

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		特定の基金に対する負担金等の必要経費算入の特例 (漁業信用基金協会)
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税：義) (国税) (法人住民税、法人事業税：義(自動連動)) (地方税)
		② 上記以外の税目	—
3	内容		<p>《制度の概要》</p> <p>民間金融機関が信用力の脆弱な漁業者等に対して漁業経営に必要な資金を融通するに当たり、その信用力を補完し円滑な融資を行うことを目的として、漁業信用基金協会の債務保証を付する場合であって、同協会に設置されている保証債務の弁済に充てるための基金に対して負担金を支出した場合、当該負担金の額を全額損金算入することができる。</p> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法 第66条の11第1項第1号 旧第68条の95(令和4年3月31日まで) ：令和2年度税制改正における法人税法の一部改正により廃止 (令和4年4月1日施行)</p>
4	担当部局		水産庁 漁政部 水産経営課
5	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和4年4月～8月 分析対象期間：平成29年度～令和3年度
6	創設年度及び改正経緯		昭和50年創設
7	適用期間		恒久措置
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>信用力の脆弱な漁業者等の信用力を補完し、漁業経営に必要な資金の円滑な融通を図ることにより、生産性の向上及び経営の改善に資することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>中小漁業融資保証法(昭和27年法律第346号)第1条において「この法律は、中小漁業者等の漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にするため、金融機関の中小漁業者等に対する貸付け等についてその債務を保証することを主たる業務とする漁業信用基金協会の制度及び独立行政法人農林漁業信用基金がその保証等につき保険を行う制度を確立し、もって中小漁業の振興を図ることを目的とす</p>

		る。」と規定されている。
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 水産物の安定供給と水産業の健全な発展</p> <p>《政策分野》 ② 水産業の成長産業化の実現</p>
	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本措置により、民間金融機関による負担金の拠出コストを軽減し、漁業信用保証保険制度を活用しやすくすることを目標とする。 これにより、民間金融機関から、信用力の脆弱な漁業者等に対する漁業経営に必要な資金の融通の円滑化を図る。</p> <p>(達成目標) 漁業信用基金協会の保証引受残高の 2,000 億円の維持 (平成 21 年度以降、2,000 億円を維持)</p> <p>(達成目標の設定の考え方) 漁業信用基金協会の保証引受残高は、漁船やエンジン等を導入すること等により生産性の向上や経営の改善を図ろうとする漁業者等が、金融機関から債務保証を利用した融資を受けた実績を示すものであり、漁業者等に対する資金の融通が円滑に行われていることを評価する指標となるものと考えられることから、債務保証を利用した融資の実行による保証残高 2,000 億円の維持を達成目標として設定した。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置は、漁業信用基金協会の基金に対して、民間金融機関の負担金の拠出が損金算入を認められることにより、保証債務の弁済にかかる原資となる基金の増強を容易にし、その結果、保証債務の限度額の拡大※がされ、これにより、漁業信用基金協会の保証による中小漁業者等の信用力の補完を継続的に行うことが可能となることから、漁業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化が図られ、漁業者等の生産性の向上及び経営の改善に寄与される。</p> <p>※ 各基金協会の保証の限度額は、基金（出資金、負担金などで造成）の何倍と各基金協会がそれぞれ業務方法書で定めている。</p>

9	有効性等	① 適用数	<p>【適用数】</p> <p style="text-align: right;">単位：件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 29年度</th> <th>平成 30年度</th> <th>令和 元年度</th> <th>令和 2年度</th> <th>令和 3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人数</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 算定根拠：各漁業信用基金協会に対する調査の集計値（全国漁業信用基金協会調査より）</p> <p>※ 民間金融機関が各漁業信用基金協会に対して拠出した負担金の全てについて、本特例措置が適用されたものとみなしてとりまとめているため、法人税、法人住民税及び法人事業税の適用数は同一。</p> <p>※ 平成29年度から令和2年度の適用数については、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第198回国会報告、第201回国会報告、第204回国会報告、第208回国会報告）の報告に基づく数値を記載すべきこととなっているところ、当該数値は複数の特例措置の合計値であり、漁業信用基金協会に対して民間金融機関が拠出した負担金にかかる特例措置の適用数はその内数であることから、別途の調査を行ったものである。また、令和3年度の適用数についても、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告がまだ行われていないため、別途調査に基づく数値を記載している。</p> <p>当負担金は、漁業信用基金協会が代位弁済を実行するなど協会の有するリスクが高まる場合に備え、基金を増強するために、民間金融機関から拠出するものである。このため、金融リスクを適切に管理すれば実際に債務保証した融資全てが代位弁済を要する債権状況になるものではない。</p> <p>民間金融機関は既存の債務保証の保証限度枠の中で融資を実行しているものが多数であり、保証限度枠が不足している場合に負担金の拠出が行われる。このため、基本的には必要な保証限度枠を確保して融資を行っていることから、追加の負担金を拠出する適用法人数が多いから良いというものではない</p> <p>また、民間金融機関全てが対象であるため、偏りもない。</p>	年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	法人数	5	4	2	3	2				
		年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度												
法人数	5	4	2	3	2														
② 適用額	<p>【適用額】</p> <p style="text-align: right;">単位：百万円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 29年度</th> <th>平成 30年度</th> <th>令和 元年度</th> <th>令和 2年度</th> <th>令和 3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税、 法人事業税</td> <td>3.8</td> <td>3.8</td> <td>0.3</td> <td>2.1</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 算定根拠：各漁業信用基金協会に対する調査の集計値（全国漁業信用基金協会調査より）</p> <p>※ 上記適用額は、調査の効率性の観点から、適用額の実額を積み上げたものではなく、民間金融機関が各漁業信用基金協会に対して拠出した負担金の全てについて、課税がなされたと仮定したものである。</p>	年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	法人税、 法人事業税	3.8	3.8	0.3	2.1	0.1	法人住民税	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度														
法人税、 法人事業税	3.8	3.8	0.3	2.1	0.1														
法人住民税	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0														

		<p>※ 各税目の計算方法は一般に以下のとおりであり、本措置は所得の金額の算出にかかるものであって、拠出した負担金の全てについて課税されたと仮定をおくことから、法人税、法人住民税及び法人事業税で同一の適用額となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人税額＝所得の金額×税率 ・ 法人住民税額＝均等割額（所定の額）＋法人税割（法人税額を基礎とした課税標準×税率－税額控除額） ・ 法人事業税については、外形課税対象法人（銀行が該当）の場合、 法人事業税＝付加価値割額＋資本割＋所得割 特別法人（漁業が該当）の場合、 法人事業税＝所得額×税率 <p>※ 平成 29 年度から令和 2 年度の適用数については、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第 198 回国会報告、第 201 回国会報告、第 204 回国会報告、第 208 回国会報告）の報告に基づく数値を記載すべきこととなっているところ、当該数値は複数の特例措置の合計値であり、漁業信用基金協会に対して民間金融機関が拠出した負担金にかかる特例措置の適用数はその内数であることから、別途の調査を行ったものである。また、令和 3 年度の適用数についても、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告がまだ行われていないため、別途調査に基づく数値を記載している。</p>																														
③	減収額	<p>【減収額】（詳細は別紙参照）</p> <p style="text-align: right;">単位：百万円</p> <table border="1" data-bbox="603 1131 1426 1435"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>令和 元年度</th> <th>令和 2 年度</th> <th>令和 3 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>0.9</td> <td>0.9</td> <td>0.1</td> <td>0.5</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1.1</td> <td>1.1</td> <td>0.1</td> <td>0.5</td> <td>0.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 算定根拠：各漁業信用基金協会に対する調査の集計値（全国漁業信用基金協会調査より）に基づき、水産庁漁政部水産経営課試算</p> <p>※ 平成 29 年度から令和 2 年度の適用数については、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第 198 回国会報告、第 201 回国会報告、第 204 回国会報告、第 208 回国会報告）の報告に基づく数値を記載すべきこととなっているところ、当該数値は複数の特例措置の合計値であり、漁業信用基金協会に対して民間金融機関が拠出した負担金にかかる特例措置の適用数はその内数であることから、別途の調査を行ったものである。また、令和 3 年度の適用数についても、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告がまだ行われていないため、別途調査に基づく数値を記載している。</p> <p>※ 減収額試算方法は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人税の減収額＝拠出額（上記適用額）×法人税率 	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	法人税	0.9	0.9	0.1	0.5	0.0	法人住民税	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	法人事業税	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	合計	1.1	1.1	0.1	0.5	0.0
年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度																											
法人税	0.9	0.9	0.1	0.5	0.0																											
法人住民税	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0																											
法人事業税	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0																											
合計	1.1	1.1	0.1	0.5	0.0																											

(漁業協同組合等以外は、平成 29 年度：23.4%、平成 30 年度以降：23.2%、漁業協同組合等は、19%)

- ・法人住民税の法人税割の減収額＝拠出額（上記適用額）×道府県民税の法人税割税率及び市町村民税の法人税割税率
（令和元年度まで：12.9%、令和 2 年度以降：7%）

- ・法人事業税の減収額＝拠出額（上記適用額）×法人事業税率
（漁業協同組合等以外は、外形課税対象法人の所得割 800 万円超として、令和元年度まで：3.6%、令和 2 年度以降：1%、
漁業協同組合は、便宜的に、特別法人の 400 万円超の所得として、令和元年度まで：6.6%、令和 2 年度以降：4.9%）

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

漁業信用基金協会による債務保証の残高は、達成目標の 2,000 億円を維持しており、漁業信用保証保険制度を活用して、民間金融機関から、信用力の脆弱な漁業者等に対する漁業経営に必要な資金の融通の円滑化という目標達成に対して効果があったものと考えられる。

【漁業信用基金協会の保証引受残高】

単位：億円

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
目標	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
実績	2,050	2,056	2,051	2,195	2,190
達成状況	達成	達成	達成	達成	達成

※ 算定根拠：各漁業信用基金協会に対する調査の集計値（全国漁業信用基金協会調査より）

また、漁業信用基金協会による各年度の債務保証の引受実績は以下のとおりとなっており、本措置により中小漁業者等の資金融通の円滑化が図られ、漁業経営の改善に貢献している。

(参考) 【漁業信用基金協会の債務保証の引受実績】

単位：億円

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
引受実績	697	789	762	947	708

※ 算定根拠：各漁業信用基金協会に対する調査の集計値（全国漁業信用基金協会調査より）

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

漁業信用基金協会が債務保証を行うためには、自らの保証基盤が安定していることが必要であり、仮に保証基盤が脆弱化した場合、信用力の脆弱な漁業者等が資金調達を必要とするときに、債務保証

			<p>できる者が限定的になる可能性がある。</p> <p>この点、本措置は、民間金融機関の漁業信用基金協会への負担金について損金算入を認めるものであり、民間金融機関による負担金拠出コストの低減を通じ、漁業信用基金協会の保証基盤を強化する効果が期待でき、その結果として保証引受残高の維持に寄与していると考えられる。</p>
		⑤ 税込減を是認する理由等	<p>本措置は、民間金融機関の融資を推進するために必要な漁業信用基金協会の基金による債務保証に必要な負担金の拠出を容易にするためのインセンティブを付与するものである。</p> <p>負担金の拠出により、融資を拡大させ、漁業者等の生産性向上及び経営の改善を図ることを目的としている。</p> <p>このため、本措置がなかった場合、負担金の拠出を抑えたことにより、漁業者等への融資が難しい民間金融機関が出現し、その結果、政策目的の実現に影響する。</p> <p>さらに本措置による税の減収額と、仮に国が負担金を直接支出する場合の支出額を比較した場合に、国の支出額が税収の減額を上回るため、本措置による税の減収は是認することができるものである。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>負担金に対する補助金とした場合、債務保証が発生する融資を行うのに当たり、その保証限度枠を追加する場合の手續に、民間金融機関、漁業信用基金協会、国と3者の協議が必要となることから長い時間を要する。</p> <p>一方、税制措置の場合は、保証限度枠の追加に要する負担金の拠出に際して、民間金融機関と漁業信用基金協会との間で処理が可能であることから、手續に要する時間は短く済む。</p> <p>また、予算の制約を受けずに一律に適用させることができるものであり、利用者全ての利用負担を等しく公平に軽減する制度は、税制措置以外にはなく、課税時点で軽減することから、補助金と比較して執行コストが低くなるため、税制措置が妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>国は、漁業信用基金協会に対して補助金を交付しているが、当該補助金は、経営改善漁業者や被災した漁業者等の保証料や担保提供の負担を軽減するものであり、本措置の目的である「民間融資機関による負担金の拠出コストを軽減し、漁業信用保証保険制度を活用しやすくする」こととは役割が異なる。</p> <p>また、国は、民間融資機関の負担金拠出に対して補助金等を交付しておらず、第三者に対して民間金融機関が行う負担金の拠出を軽減するような措置を講ずることを義務付けしていない。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方公共団体に協力を求めるものではない。</p>

11	有識者の見解	—
12	評価結果の反映の方向性	引き続き継続する。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 29 年度 4 月～ 8 月

事後評価書 積算根拠【租税特別措置法第66条の11の損金算入の特例】

〔適用額〕 漁業信用基金協会の課税法人の負担金(交付金)受入状況

(金額単位:百万円)

	協同組合等								協同組合等以外		合計	
	漁協		県漁連		信漁連		計		銀行等			
	受入先数	金額	受入先数	金額	受入先数	金額	受入先数	金額	受入先数	金額	受入先数	金額
平成29年度	1	0.0	1	0.0	1	0.3	3	0.3	2	3.5	5	3.8
平成30年度	1	0.0	1	0.0	1	0.3	3	0.4	1	3.4	4	3.8
令和元年度	-	-	1	0.0	1	0.3	2	0.3	-	-	2	0.3
令和2年度	-	-	1	0.0	1	0.3	2	0.3	1	1.8	3	2.1
令和3年度	-	-	1	0.0	1	0.1	2	0.1	-	-	2	0.1

※ 全国漁業信用基金協会調査

① ② ③ ④

※ 以下の減収見込額の表中、税率を「〇〇等」と記していることについて、最も古い年度における税率を数値で記し、それ以降の税率変更があった場合「等」で表現している。

〔法人税 減収見込額〕 適用額×法人税率

(金額単位:百万円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
協同組合等 (⑤=②×19%)	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0
協同組合等以外 (⑥=④×23.4%等)	0.8	0.8	-	0.4	-
合計	0.9	0.9	0.1	0.5	0.0

※ 減収見込額は、損金算入額(負担金等の受入額)に、「協同組合等」は税率19%、「協同組合等以外」は平成29年度23.4%、平成30年度以降税率23.2%を乗じて算出。

〔法人住民税 減収見込額〕 適用額×住民税率

(金額単位:百万円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
協同組合等 (⑤×12.9%等)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
協同組合等以外 (⑥×12.9%等)	0.1	0.1	-	0.0	-
合計	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0

令和元年度までは道府県民税率3.2%市町村民税率9.7%、令和2年度からはそれぞれ1%、6%。

〔法人事業税 減収見込額〕 適用額×法人事業税率

(金額単位:百万円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
協同組合等 (⑦=②×6.6%等)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
協同組合等以外 (⑧=④×3.6%等)	0.1	0.1	-	0.0	-
合計	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0

漁業協同組合等の税率は、便宜的に400万円超の所得区分とし、令和元年度までは6.6%、令和2年度以降は4.9%を適用

協同組合等以外の税率は、便宜的に外形課税対象法人の800万円超の所得区分とし、令和元年度までは3.6%、令和2年度以降は1%を適用

〔合計 減収見込額〕

(金額単位:百万円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
協同組合等	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0
協同組合等以外	1.0	1.0	-	0.5	-
合計	1.1	1.1	0.1	0.5	0.0